１　趣旨

　　本プロポーザルは、第８期和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画における長寿あんしんグランドデザインに基づき、日常生活圏域の北エリアにおいて、新介護予防拠点の整備及び運営を行う事業者を決定するために行うものです。

２　募集する事業の種類

　　新介護予防拠点

３　整備する場所（事業実施場所）

　　日常生活圏域　北エリア

　　（大字新倉、新倉１～８丁目、下新倉１～６丁目、大字下新倉、白子２丁目１５番～２２番、白子３・４丁目）

４　整備完了期限

　　令和４年度中に整備を完了すること。

５　事業開始日

　　令和５年４月１日以前

　　なお、運営業務委託契約期間については別紙仕様書にて定める。

６　委託事業内容

　　別紙仕様書にて定める。

７　施設整備費用

　　埼玉県からの交付金を財源とする「和光市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」の交付を予定しています。

　　当該補助金の交付は、令和４年度に埼玉県による和光市に対する交付決定が前提とな

ります。このため、本プロポーザルにおいて選定された事業者であっても、補助金の交付

を必ず約束するものではありません。加えて、今後補助金の減額等の変更があった場合

について、本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

　⑴　施設整備費補助

　　　１施設あたり　８，９１０，０００円（上限）

　⑵　施設の開所に係る設備整備費等補助

　　　１か所あたり　１００，０００円（上限）

　　　（※介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組みに必要な軽費）

８　運営業務委託費

　　年間２２，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

ただし、各年度の予算配当を条件とし、予算配当額が上限を下回る場合は、市の予算額を限度とします。

９　協定書等の締結

　　事業者選定後、提案された事業を確実に実施していただくため、和光市と事業者との間で協定書等を締結します。

１０　委託者及び事務局

⑴　委託者　和光市長　柴﨑　光子

⑵　事務局　保健福祉部長寿あんしん課

　　　郵便番号　〒３５１－０１９２

　　　住　　所　埼玉県和光市広沢１－５

　　　電　　話　０４８－４２４－９１３８

　Ｆ Ａ Ｘ　０４８－４６６－１４７３

　　　eメール 　d0300@city.wako.lg.jp

１１　スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとします。

（なお、都合により変更する場合があります）



１２　参加資格

　　本プロポーザルに参加できる者は、次の要件に該当する者とする。なお、プロポーザルに参加できる者の形態は、法人とする。

　　当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失うものとし、協定書等の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合も同様とする。

　⑴　法人に関すること

①　和光市内に事務所・事業所を設置する法人格若しくは和光市の介護保険分野において受託実績を有する法人格であり、ＮＰＯ法人、社会福祉法人、株式会社等保健・医療・福祉・介護等の分野で３年以上の事業実績を有する団体であること。

②　介護保険制度及び関係法令等に関する十分な知識を有し、和光市の介護保険事業運営方針に対する理解があること。

③　法人又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　和光市公の施設に係る管理者の指定手続き等に関する条例第４条第１項第４号に該当する者

イ　地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、和光市が行う一般競争入札に参加することができない者

ウ　和光市から指名停止を受けている者

エ　国税及び地方税を滞納している者

オ　債務超過の状況にある者

カ　和光市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員

キ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が経営に関わっている法人

④　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑤　本プロポーザルへの参加は、原則単体企業とする。共同企業体は本プロポーザルに参加することはできない。

１３　実施要領の公表

　⑴　公表方法

和光市ホームページ及び長寿あんしん課窓口にて公表する

→　d0300@city.wako.lg.jp

１４　質問の受付及び回答

⑴　受付期限　令和４年２月４日（金）　１５時受信分まで

⑵　受付方法　「和光市介護予防拠点の整備に係る公募型プロポーザル質問票（様式８」を作成し、電子メールで送信すること。

※　必ず開封確認メールで送付すること

※　メールの件名は「（貴社名）和光市新介護予防拠点の整備及び運営に係る公募型プロポーザル質問」とし、文書は日本語で記述すること

※　電子メール受取後、開封確認メールを返信します。当日１７時までに確認メールが届かない場合には、事務局に電話で確認すること

※　受付期限後の質問及び電話の質問には回答しない

※　送付先アドレス：d0300@city.wako.lg.jp

⑶　回答方法　質問事項に対する回答については令和４年２月１４日（月）１７時までに長寿あんしん課ホームページにて公表します。

１５　参加表明書等の提出期限及び提出方法

⑴　提出期限　令和４年２月２８日（月）正午まで

⑵　提出場所　和光市保健福祉部長寿あんしん課

⑶　提出方法　持参（土日祝日を除く９時から１７時）

⑷　提出書類　参加者は、以下の書類を事務局に提出するものとする

　　①　新介護予防拠点整備及び運営事業者選定プロポーザル参加表明書（様式１）

　　②　法人の概要（様式２）

　　③　計画書（事業概要）（様式３）

　　④　事業計画書（管理運営計画）（様式４）

　　⑤　事業計画書（資金計画）（様式５）

　　⑥　新介護予防拠点開設までのスケジュール表（様式６）

　　⑦　暴力団等でないことを警察等関係機関へ照会することの同意書（様式７）

⑸　提出部数

　　　正本　１部（社判及び代表者印を捺印すること）

　　　副本　７部（捺印不要）

　　　（※　副本７部には申請団体名を記載しないこと。また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなど、申請者が推定できないようにすること。）

１６　企画提案書で評価する内容

⑴　別紙仕様書にて定める事業内容について

⑵　運営実績について

⑶　管理運営について

１７　選定方法

　　業者選定については、プロポーザル参加者から提出された書類について、あらかじめ、

事務局において、実施要領に定める参加資格要件を満たしているか審査した上で、和光

市新介護予防拠点整備事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が定める評価

基準に従い審査を行い、本事業に最も適した事業者を優先交渉権者、次点の事業者を

次席交渉権者として選定するものとする。

⑴　書類審査

　　　業務工程表及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）について評価基準に基づき審査を行う。

⑵　企画提案書等に対するプレゼンテーション及びヒアリング（公開）

　　　企画提案書等の提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準委基づき審査を行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、実施の１週間前までに対象者に通知するものとする。

　　①　実施日時　令和４年３月２４日（木）（詳細は対象者に対し別途通知する。）

　　②　実施場所　上記通知に記載する。

　　③　出席者　　３名以内

　　④　時間　　　４０分（提案説明２５分、質疑応答１５分）以内とする。

　　⑤　留意事項

　　　ア　プレゼンテーション等の順番は、参加表明書等の受付順とする。

　　　イ　プレゼンターは配置予定の職員が必ず行うこと。

　　　ウ　プレゼンテーションは提出した企画提案書等に沿って行うものとし、追加資料については、企画提案書等の内容を分かりやすく説明するために必要な範囲内に限り、使用を認めるものとする。ただし、この場合は事前に事務局に資料を提出し、その内容について了解を得ること。

　　　エ　参加者を判別できるような名称やロゴマークを使用しないとともに、発言から参加者が特定されるような言動は行わないこと。

　　　オ　プレゼンテーションに当たってパソコン、プロジェクター等の使用を認める。

　　　カ　プロジェクター等を用いた説明を行う場合は、参加者において必要な機器を用意すること。（スクリーンは事務局で用意する。）

⑶　参加者が一者の場合の取り扱い

　　　参加者が一者のみの場合であっても同様に審査を行い。選考委員会において交渉権者としての適否を審査するものとする。

⑷　評価基準

　　「１２　参加資格」の要件を満たしている者の中から、次の評価項目について審査を行い、プレゼンテーションにおける評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定す

る。

　　①　書類審査（参加要件の確認）

　　　・　企画提案書評価

　　　・　業務工程表評価

　　②　プレゼンテーション及びヒアリング

　　　・　プレゼンテーション及びヒアリング評価

１８　審査結果通知及び公表

　　本プロポーザルの審査結果については、参加者全員に書面により通知する。また、審査講評を作成し、優先交渉権者及び次席交渉権者について、事業者名及び総合評価点を市のホームページで公表する。

　　審査結果の説明を求める場合、結果通知をした翌日から起算して５営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

　　なお、審査講評の記載内容を除いて、審査の経過及び結果に対する異議申立て並びに総合評価以外の評価内容については、開示請求に応じない。

１９　協定に関する事項

　　⑴　協定の流れ

　　　①　市長は、選定委員会の審査結果報告を受け、優先交渉権者及び次席交渉権者を決定する。

　　　②　市長は、優先交渉権者と協議を行い、候補者として仮協定を締結する。

　　　　　※　優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次席交渉権者と協議を行うものとする。

２０　提出書類の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

⑴　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

⑵　本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの

⑶　虚偽の内容が記載されているもの

⑷　記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

⑸　審査の公平性を害する行為があった場合

⑹　選考委員に対する働きかけがあったと事務局が判断した場合

⑺　上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選

考委員会委員または事務局が認める場合

２１　その他の留意事項

⑴　参加表明書等を提出した後に辞退する場合には、速やかに「辞退届（任意様式）」を提出すること

⑵　参加者は、本件に関して事務局が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。

⑶　提案に要する一切の費用はすべて参加者の負担とする。

⑷　手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

⑸　参加表明書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。

⑹　提出された参加表明書等は、和光市情報公開条例（平成１２年条例第４８号）に

よる公文書として取扱うものとし、開示請求があった場合は、参加者が事業を営む

上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除

き、公表の対象とする。

　⑺　企画提案に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契

約候補者として特定された企画提案及び成果品の著作権については、事務局に帰属するものとする。

　　⑻　プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由が

あっても他に漏らしてはならない。

⑼　審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。